

研 修 会 規 約

新居浜カントリー倶楽部研修会

(目的)

第 1 条 新居浜カントリー倶楽部研修会（以下、本研修会）は次の各号を目的とする。

- (1) 研修会活動を通じて新居浜カントリー倶楽部（以下、倶楽部）会員の技術及びエチケット・マナーの向上
- (2) 倶楽部代表選手の育成および研鑽
- (3) 本研修会会員相互の親睦

(位置付け)

第 2 条 本研修会は倶楽部会員の有志が発議し、倶楽部理事会により承認された倶楽部を代表する研修機関である。

(入会資格)

第 3 条 新居浜カントリー倶楽部の会員（準会員含む）で入会を希望する者はHC、年齢等に制限なく入会できる。

入会を希望する者は事務局に申し出、年会費を納入することで会員資格を得る。

(役員)

第 4 条 本研修会に次の役員をおく。役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長
- (2) 副会長 2名程度
- (3) 顧問、倶楽部理事長及び倶楽部顧問

第 5 条 役員は1月の例会において、出席会員の互選によって選任する。

第 6 条 会長は本研修会を代表し、例会においては議長を務める。副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長業務を代行する。

顧問は研修会に対して助言を与えるとともに支援を行う。

(実施事項)

第 7 条 本研修会で本研修会の目的を達成するために、次の各号を実施する。

- (1) 研修ラウンド
- (2) 例会
- (3) 他クラブとの交流
- (4) その他、本研修会の目的を達成するための事項

(研修ラウンド)

第 8 条 研修ラウンドは毎月1回、開催し、開催日は原則として第1日曜日とする。スタート時間は原則として9時頃とする。

開催日は年間の競技日程表で告示するが、開催日またはスタート時間が変更となる場合は、開催日については1か月前、スタート時間については1週間前までに事務局より文書で全会員に連絡する。

第9条 研修ラウンドは次の要領で実施する。

(1) 競技規則は下記の事項を除いて三大競技規則に準じて実施する。

①使用ティマークは黒、青、白マークとする。

希望する者は年齢に応じたマーク(青55歳以上、白60歳以上)を使用出来、三大競技に使用するフルバックも使用出来ることとする。

②ティーショットがOBの場合は全て打ち直しとするが、3番、11番、14番は2打目もOBとなった場合は、前方の特設ティからプレーイング6でプレーすることができる。

(2) 研修ラウンドはアンダー・ハンディ競技として実施するが、3月および8月に限りスクラッチ競技とする。なお、アンダー・ハンディ競技においてはHC16以下の者はHC15に切り上げるものとする。

(3) 入賞および賞品金額については参加人数によってその都度決定する。

同ネットの場合の順位はマッチング・スコアカード方式で決定し、ベスグロ賞に限りローハンディ、年令上位の順で決定する。

なお、各月の成績により、年間順位(ポイント制)を付けて上位3名に賞品を授与する。

※優勝13ポイント・2位12ポイント・・・10位4ポイント

参加者全員に3ポイント

(4) 組合せは原則として前月の成績順とするが、若干の希望も認めるものとする。

(5) 倶楽部競技と同日開催となった場合で、倶楽部競技に参加する者は倶楽部競技の第1ラウンドのスコアで研修ラウンドに参加できる。

(6) 研修ラウンドのプレー・スタイル(セルフまたはキャディ付)は倶楽部に一任する。

なお、キャディ付の場合には赤帽を着用する。

(7) 研修ラウンドを欠席する場合には必ず事務局に連絡することとし、無断欠席した場合はキャンセル料1,000円を事務局に支払うものとする。

(例会)

第10条 例会は研修ラウンドの開催日に研修ラウンド終了後に開催する。ただし、倶楽部競技の開催日と重なる月は例会を開催しない。

第11条 例会では次の各号について研修、協議する。なお、事務局(事務局が欠席の場合は会長が指名する者)は議事録を作成する。

(1) 研修会の運営に関する協議

(2) ルールの改正の通知およびルールの疑義についての確認

(3) 練習場等での実地研修

(4) コースの不備、改善等に関する提言、意見具申

(会費)

第12条 会費は年会費と研修ラウンド参加費とする。

(1) 年会費は3000円とし、研修会の事務通信費、年間表彰商品代に充当する。研修ラウンドの参加費は1000円とし、研修ラウンドの賞品代に充当する。

(2) 年度途中入会者の年会費は5月以降入会者が2000円、9月以降入会者が1000円とする。

(3) 年会費は1月の研修ラウンド費に合わせて徴収し、研修ラウンド参加費は研修ラウンド費に合わせて徴収する。なお、1月の研修ラウンドに参加しなかった者の年会費は以降の来場時に年会費を受付で徴収する旨を伝えてラウンド費に合わせて徴収する。

(退会)

第13条 研修会の退会は事務局に申し出ること制限なく退会が認められる。なお、年度の途中で退会しても年会費は返却しない。

(事務局)

第14条 倶楽部は研修会の支援のために倶楽部内に事務局を置き、支配人は職員の中から事務局員を指名し、事務局員は次の各号の業務を行う。

(1) 会員への連絡

(2) 技術的事項の助言

(3) 倶楽部からの研修会への要望事項の伝達

(4) 研修会からの要望事項の掌握と関係者への連絡

(5) 会計

(会計報告)

第15条 事務局は年度の最後の研修会が終了次第、当該年度の会計決算処理を行い、全会員に会計報告を行う。

会計報告は1月度の例会出席者の過半数の同意によって承認される。

(本規約の改正)

第16条 本規約の改正は例会において、出席者の過半数の賛成によって可決する。

付 則 平成27年5月3日改定

付則2 平成28年5月1日例会結果に基づき第9条(1)①を改定

付則3 平成29年11月3日例会結果に基づき第8条を改定

付則4 令和3年1月10日例会結果に基づき第8条、第9条、第10条を改定